

梅村介護医療院

運 営 規 程

梅村介護医療院 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人芳真会が開設する梅村介護医療院（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の従業者が、利用者に対し、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の従業者は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護医療院サービスの提供に努める。

2 施設の従業者は、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

3 介護医療院サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 梅村介護医療院

所在地 青森県弘前市大字石渡一丁目1－6

（入所者定員）

第4条 施設の入所定員は、60名とする。〈多床室14室（45名）、従来型個室15名〉

（職員の職種・員数及び職務の内容）

第5条 施設に勤務する職種・員数は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによる。

（1）管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

従業者は、介護医療院サービスの提供に当たる。

ア 医師 1名以上（常勤換算）

イ 薬剤師 0.2名以上（常勤換算）

ウ 看護職員 10名以上（常勤換算）

エ 介護職員 15名以上（常勤換算）

オ リハビリ専門職員 1名以上

カ 栄養士 1名以上

- キ 介護支援専門員 1名以上
 - ク 診療放射線技師 1名以上
 - ケ 調理員（業務委託）
- （3）事務職員等 1名以上
- 必要な事務を行う。

（施設サービスの内容）

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとする。

- （1）療養上の管理
- （2）看護
- （3）医学的管理の下における介護
- （4）機能訓練及びその他必要な医療
- （5）排泄、入浴、食事等介護及び日常生活上の世話

（利用料等）

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- （1）食費
- （2）居住費
- （3）その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

3 前項（1）及び（2）については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、当該認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

4 前各項の費用の支払いを受けたときは、利用者に対し、利用料について記載した領収書を交付する。

5 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。

6 費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はその家族等に対し文書により説明を行い、同意を得ることとする。

7 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求するうえで必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族等に対して交付する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第8条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備する。

- 2 施設は、虐待防止に関する責任者を定め、定期的に虐待防止検討委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 施設は、従業者に対し、年1回以上権利擁護・虐待防止のための研修を実施する。

(身体的拘束等の禁止)

第9条 施設は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対し、研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第10条 施設は、感染症や災害等が発生時に、利用者に対して継続した介護医療院サービスを実施できるよう業務継続計画を策定する。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知する。
- 3 施設は、業務継続計画に必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 4 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(非常災害対策)

第11条 施設は、非常災害に適切に対応するため、防火管理者を定め、非常災害に関する防災計画をたてるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(感染症の予防及びまん延防止対策)

第12条 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- 2 施設は、感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、結果について従業者に対し周知する。
- 3 施設は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施する。

(緊急時の対応)

第13条 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼する。

- 2 協力医療機関との連携体制を確保する。

(施設の利用に関する留意事項)

第14条 施設の従業者は、利用者及びその家族等に対し、当施設の定める運営規程並びに重要事項説明書に記載された介護医療院サービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(その他施設運営についての重要事項)

第15条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

- 2 施設は、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、適切かつ効率的に介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備する。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人芳真会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。